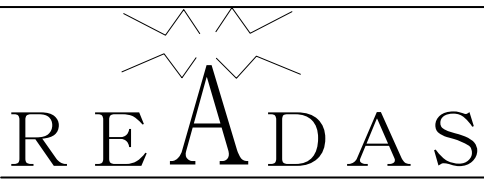


第 4697 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月28日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 消費税、端数処理の特例

**Q**：今年度の税制改正では、消費税の端数処理の方法について改正されたとか。どのようなになったのですか？

**A**：端数処理の特例に、税抜価格を基礎として計算した消費税相当額を受領する一定の場合が加えられました。

### 【解説】

今年度の税制改正では、消費税率が段階的に8%から10%に引き上げられることやこれに伴うシステム変更に伴う負担を軽減させる目的で、消費税額の計算における端数処理の特例に、税抜価格を基礎として計算した消費税相当額を受領する一定の場合が加えられました。

この特例は、一領収単位ごとに、代金を税抜価格と消費税に区分して領収し、レシート等にその1円未満の端数処理後の金額を表示している場合に、その表示された消費税額を積み上げて合計した金額をもって、売上げに対する消費税額とすることができるというもので、従来にもあった（現在は廃止になっており、経過措置として事業間取引についてのみ適用が認められています）ものです。

この特例は、消費税率が引き上げられる平成26年4月1日から適用され、当分の間、この取扱いが認められることとなります。

